

## 中部地方整備局（三の丸庁舎）オープンカウンター方式実施要領

### （目的）

第1条 中部地方整備局（三の丸庁舎）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

### （定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積り依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

### （対象）

第3条 本要領は予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第99条第3号（※1）及び第7号（※2）に規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。（工事、コンサルタント業務は除く。）

（※1） 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

（※2） 工事または製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

### （参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 見積り合わせの時に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 五 見積書を提出しようとする案件の見積り依頼書等の交付を受けた者であること。

六 その他見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

(見積依頼の方法等)

第5条 オープンカウンター方式に基づく見積に関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式により契約を行う場合の調達案件は、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.chotatuioho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)」により公開し、参加を希望する者が電子調達システム(GEPS)より見積依頼書及び仕様書等をダウンロードすることをもって見積もり依頼とする。

なお、当面の間は希望があれば仕様書等を電子メール又はFAXにて送付する。

(見積り等)

第6条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読の上、提出すること。

- 2 見積書に記載する事項は下記のとおりとする。

- 一 調達件名
- 二 見積金額(総合計額及び品目内訳があるものは品目ごとの単価、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載。)

三 見積書提出日

四 住所、社名、代表者氏名、代表者印

五 宛名(※見積依頼書に記載)

見積書の書式は任意とする。

- 3 見積書の提出は持参又は郵送(書留郵便に限る)または、信書便とする。

- 4 見積もり合わせは、見積依頼書に記載された日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

- 5 受注者となるべき見積をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて受注者を決める。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 6 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積もりが無い時は、見積もりに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

- 7 見積に際し、納入等を行う物品について、指定した規格等と異なる規格(後継品若しくは同等品)で見積を行う場合には、見積書の提出前に契約担当課まで申し出ること。

- 8 提出された見積書は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

- 9 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいない場合は、オープンカウンター

方式を取りやめ、別途選定した者に見積もりを依頼し、見積合せを行うことがある。

(見積書の無効)

第7条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
- 二 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- 三 見積書の提出期限後に提出された見積書
- 四 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載を必要とする事項について記載されていない見積書又は、誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- 五 金額を訂正した見積書
- 六 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

(見積り合わせの結果)

第8条 見積り合わせの結果は、見積書の提出期限以後概ね1～2日中に行う。

結果は、原則として決定した者にのみ連絡する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

(異議の申立て)

第9条 見積をした者は、見積後、契約関係図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第10条 見積書作成及び提出等にかかる費用は、全て見積参加者が負担するものとする。

- 2 都合により見積り合わせを取りやめることがある。